

東京急行電鉄 要望項目一覧（5件）

輸送力増強	2
1 新線・線増計画	
(1) 田園都市線の複々線化（継続）	
2 輸送計画の改善	
(1) 神奈川東部方面線の事業推進（継続）	
利便性向上	2
1 駅施設等の整備	
(1) 高齢者、障害者等に配慮した駅施設の整備等（継続）	
その他	4
(1) 自転車等駐車場用地の提供等放置自転車対策の推進（継続）	
(2) 乗継運賃制度の拡充（継続）	

輸送力増強

1 新線・線増計画

(1) 田園都市線の複々線化（継続）

田園都市線の複々線化については、貴社のご尽力により、大井町線が溝の口駅まで延伸されたところですが、引き続き同線の混雑緩和のため、運輸政策審議会答申第 18 号で位置付けられている鷺沼駅までの複々線化について、早期完成を要望いたします。

（川崎市総合都市交通計画）

2 輸送計画の改善

(1) 神奈川東部方面線の事業推進（継続）

神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線）については、速達性向上計画の認定を受け、事業化しておりますが、本路線は東京都心部や新幹線駅である新横浜駅へのアクセス向上や、沿線のさらなる発展などに資することから、整備主体とともに確実に事業を推進されるとともに、既存の鉄道ネットワークを活用した多方面へのアクセス向上の検討にあたっては、一層利便性の高い路線となるよう、関係鉄道事業者との調整を積極的に行うよう要望します。

（かながわランドデザイン、横浜市都市計画マスタープラン、横浜都市交通計画）

利便性向上

1 駅施設等の整備

(1) 高齢者、障害者等に配慮した駅施設の整備等（継続）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、移動等の円滑化を進めていただいておりますが、引き続き、公共交通移動等円滑化基準やバリアフリー整備ガイドライン等に沿った計画的な整備をお願いいたします。特に、次の事項について、より一層安全で利用しやすい駅施設の整備を要望いたします。

また、県内の市町村では、バリアフリー法に基づく基本構想が作成されております。その場合、同法に基づき公共交通特定事業計画の作成及び移動等の円滑化に係る事業を推進していただくよう要望いたします。

なお、駅施設の整備にあたっては、高齢者・障害者など駅利用者の意見を伺いながら進めていただくようお願いいたします。

転落防止

- ・ホームからの転落や列車との接触防止対策として有効なホームドアもしくは可動式ホーム柵について、公表されている貴社の計画の確実な推進を要望します。
- ・ホームドア・可動式ホーム柵が整備されるまでの間は、当面の策として、人的な対応等により安全対策を図っていただくよう要望します。
- ・転落時の安全対策として転落検知装置等の設置のさらなる推進。

多機能トイレ等

- ・多機能トイレや、乳幼児連れの利用者が使用できる授乳スペース・オムツ替えベッド・ベビーキープ付きトイレ・親子トイレの整備を要望します。
- ・誘導路と出入口の段差の解消及び視覚障害者誘導用ブロックの整備

エレベーター、エスカレーター等

- ・各駅における車いすやストレッチャー（救急担架が容易に収容できるサイズ奥行き 2.0m、幅 0.6m程度）に対応したエレベーター・エスカレーター及びスロープの設置。

構内床仕上げ

- ・駅構内については、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準でも滑りにくい仕上げにすることとされており、貴社におかれましてもご尽力いただいているところですが、引き続き、雨天時においても滑りにくい仕上げにされるよう要望します。

車両等

- ・高齢者、障害者等がさらに利用しやすい新車両の開発
- ・全車両内において、車いすやベビーカーなどの利用者が使用できるスペースを配置するとともに、周囲からも容易に認識できるように、マークの掲出や床面等の着色を行うよう要望いたします。また、駅構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についても併せて要望いたします。

案内表示

- ・視覚障害者が単独で切符の購入ができるための券売機、路線図及び音響音声・点字等の設備のある案内表示板の設置と、視覚障害者が安全に移動できるよう、ニーズに応じた分かりやすい音声案内の整備
- ・聴覚障害者向けの視覚的に情報を伝えることができる電光掲示板について、改札などホーム以外の場所への設置の推進及び表示内容の充実
- ・車内行先・次停車案内板など、車内における情報提供の充実・導入

人的対応

- ・高齢者、障害者等が利用しやすいよう、ラッシュ時における改札・精算窓口及びホームへの駅職員の増員や、エレベーター等利用時の駅職員による配慮のほか、利用者への心のバリアフリーの啓発

横浜市基本構想、横浜市都市計画マスタープラン、横浜都市交通計画、川崎市総合都市交通計画、第8次大和市総合計画、大和市障がい者福祉計画、大和市都市計画マスタープラン、大和市総合交通施策、大和市子ども・子育て支援事業計画

その他

(1) 自転車等駐車場用地の提供等放置自転車対策の推進（継続）

自転車等駐車場の設置については、用地の確保を含め各自治体において鋭意努力していますが、駅周辺において新たな用地を確保することは困難な状況にあり、適地がなく苦慮している状態となっております。

ついでには、自転車等の利用者の大部分が東急線を利用する通勤・通学者であること、また、自転車等駐車場の設置に対する鉄道事業者の協力義務を規定した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」の趣旨にのっとり、鉄道利用者の利便性向上と駅周辺の良好な環境づくりのため、自転車等駐車場用地の提供及び用地確保、施設の設置や維持への助成、自転車等駐車場の自己経営等、放置自転車対策の推進について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。

特に、日吉駅、綱島駅、大倉山駅、白楽駅、溝の口駅、高津駅や神奈川東部方面線で新たに設置される（仮称）新横浜駅、（仮称）新綱島駅については、優先的に取り組まれるよう要望いたします。

また、現在、自治体あてに有償で貸し付けている用地の借地料軽減についても検討されるよう要望いたします。

なお、平成 18 年 6 月から改正道路交通法が施行され、自治体としても自動二輪車（排気量 50cc を超えるもの。ただし、側車付きは除く。）の駐車対策を早急に進める必要があるため、自転車や原動機付自転車と同様に、自動二輪車の駐車場の設置につきましても、特段のご協力、ご配慮をお願いいたします。

（横浜都市交通計画、大和市総合交通施策）

(2) 乗継運賃制度の拡充（継続）

現在、貴社におかれては、JR 東日本ほか、他の民営鉄道との乗継ぎによる割引制度が実施され、また、他の民営鉄道との連絡割引乗車券などのサービスや、平成 25 年 3 月からは交通系 IC カードの全国相互利用サービスが開始され、公共交通機関の乗継利便性の向上に取り組まれております。今後は、さらなる利便性の向上を図るため、他の公共交通機関も含めた乗継運賃制度の拡充について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。

（横浜都市交通計画）